資料 - 2

令和 5 年度 第 3 回 北陸地方整備局 事業評価監視委員会

県・政令市への北陸地方整備局事業評価監視委員会に諮る 対応方針(原案)に係わる意見聴取について

監第 1936 号 令和 5 年 11 月 10 日

北陸地方整備局長 様

新潟県知事 花角 英世 (公印省略)

第3回北陸地方整備局事業評価監視委員会等に諮る対応方針(原案)の 作成に係る意見照会について(回答)

令和5年9月27日付け国北整企画第64号、国北整港計第12号で照会の標記について、別紙のとおり回答します。

## (再評価)

## 【道路事業】

事業名	意見
一般国道 289 号八十里越	県民の安全・安心を確保し、活力のある新潟県を創るため、事業の継続を望みます。 本事業により、本県と福島県をつなぐ道路ネットワークが強化され、産業や観光の振興、救急搬送、災害時の広域支援道路となるなど、本県にとって重要な事業と認識しております。 今後もコスト縮減に努めつつ、着実な整備をお願いします。 併せて、本県は、厳しい財政状況のもと、公債費負担適正化計画に定めたルールに基づき、毎年度における投資的経費を公債費の実負担で管理していることから、事業の実施に当たっては、地方負担の軽減や直轄事業負担金の平準化などをお願いします。

監 第 1474 号 令和5年9月25日

北陸地方整備局長 様

新潟県知事 花角 英世 (公印省略)

第3回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び阿賀野川水系流域委員会第2回下流 部会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

令和5年8月25日付け国北整企画第47号、国北整港計第8号で照会の標記について、別紙のとおり回答します。

## 【河川事業】

事業名	意見
阿賀野川直轄河川改修 事業	県民の安全・安心を確保し、活力ある新潟県を創るため、事業の継続を望みます。
	本事業は、広大な扇状地に集積が進んだ多くの人口や 資産を洪水氾濫等による災害から守り、甚大な被害を防止・軽減させることで、社会経済の発展にも大きく寄与するものであり、本県にとって重要な事業であると認識しております。 今後もコスト縮減に努めつつ、着実な整備をお願いします。 併せて、本県は、厳しい財政状況のもと、公債費負担適正化計画に定めたルールに基づき、毎年度における投資的経費を公債費の実負担で管理していることから、事業の実施に当たっては、地方負担の軽減や直轄事業負担金の平準化などにご配慮くださるようお願いします。

監第 2044 号 令和 5 年 11 月 27 日

北陸地方整備局長 様

新潟県知事 花角 英世 (公印省略)

第3回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び第25回関川流域委員会に諮る 対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

令和5年10月31日付け国北整企画第76号、国北整港計第16号、国北整河計第53号で照会の標記について、別紙のとおり回答します。

## (再評価)

# 【河川事業】

事業名	意 見
関川直轄河川改修事業	県民の安全・安心を確保し、活力ある新潟県を創るため、事業の継続を望みます。 本事業は、多くの人口や資産を洪水氾濫等による災害から守り、甚大な被害を防止・軽減させることで社会経済の発展にも大きく寄与するものであり、本県にとって重要な事業であると認識しております。今後もコスト縮減に努めつつ、着実な整備をお願いします。 併せて、本県は、厳しい財政状況のもと、公債費負担適正化計画に定めたルールに基づき、毎年度における投資的経費を公債費の実負担で管理していることから、事業の実施に当たっては、地方負担の軽減や直轄事業負担金の平準化などにご配慮くださるようお願いします。

河第 3 1 3 号 - 2 令和 5 年 11 月 24 日

国土交通省 北陸地方整備局長 殿

富山県知事 新田 八朗 (公印省略)

第3回北陸地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

令和5年10月31日付け国北整企画第74号、国北整港計第15号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

下新川海岸直轄海岸保全施設整備事業について

事業継続に同意する。

今後ともコスト縮減に努めるとともに、早期に効果が発現されるよう整備促進に格段のご配慮をお願いしたい。

以上

事務担当:土木部 河川課 計画係

TEL076-444-3325

河 第 313 号 令和5年11月24日

国土交通省

北陸地方整備局長 殿

富山県知事 新田 八朗 (公印省略)

第3回北陸地方整備局事業評価監視委員会、第4回黒部川水系流域委員 会及び第2回常願寺川水系流域委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係 る意見照会について(回答)

令和5年10月31日付け国北整企画第76号、国北整港計第16号、国北整河 計第53号で照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

黒部川直轄河川改修事業及び常願寺川直轄河川改修事業について

事業継続に同意する。

今後ともコスト縮減に努めるとともに、早期に効果が発現されるよう整備促進に格段のご配慮をお願いしたい。

以上

事務担当:土木部 河川課 計画係

TEL076-444-3325

砂 第 212 号 令和5年12月1日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦 様

> 石川県知事 馳 浩 (公 印 省 略)

第3回北陸地方整備局事業評価監視委員会等に諮る対応方針(原案)の 作成に係る意見照会について(回答)

平素から本県の砂防行政に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。 令和5年10月31日付け国北整企画第74号、国北整港計第15号で依頼の ありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

#### (事務担当)

石川県土木部砂防課

砂防・地すべり整備グループ 小嶋 Mail: saboka03@pref.ishikawa.lg.jp

Tel : 076-225-1751 Fax : 076-225-1752

## 【地すべり対策事業】

事業名	県 意 見
甚之助谷地区直轄地す べり対策事業	石川県白山市の甚之助谷地すべりは、霊峰白山の西側 斜面に位置し、全国的にも極めてまれな高山地帯で発生 する大規模な地すべりである。 当該地すべりは、現在も活動が継続しており、近年は 降雨量の増大による移動量の活発化も懸念され、急激に 滑動した場合には、天然ダムの形成による土石流の恐れ があるなど甚大な被害を及ぼす危険性が極めて高い。
	下流部の保全対象として、市ノ瀬地区、白峰地区、風 嵐地区の家屋や国道157号が存在し、さらに石川県の 治水・利水上において極めて重要な手取川ダムがあるほ か、当該地区には白山登山のメインルートである砂防新 道もある。
	これら県民の生命・財産を土砂災害から保全するためには、高度な技術による広範囲の対策が必要なことから、ライフサイクルコストの抑制に向けた工法を積極的に活用する等、コストの縮減を図りながら、引き続き国直轄事業として事業を継続し、早期完成に向け着実に整備を進めていただきたい。

河 第 1129 号 令和4年10月28日

北陸地方整備局長 内藤 正彦 様

 石川県知事
 馳 浩

 ( 公 印 省 略 )

第3回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び第1回手取川水系流域委員会に 諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

記

平素から本県の河川行政に多大なる御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。 令和4年10月3日付け国北整河計第31号で依頼のありました標記について、別 紙のとおり回答いたします。

(事務担当)

石川県土木部河川課 治水 G 西出

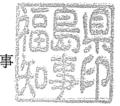
TEL: 076-225-1737 FAX: 076-225-1740

## 【河川事業】

事業名	県 意 見
手取川直轄河川改修事業	手取川の支川西川・熊田川の合流点処理として進められている樋門設置と一体的に、県では西川の改修を行っているところである。
	令和4年8月の豪雨では、手取川の水位上昇の影響もあり、西川・熊田川においても浸水被害が発生していることから、引き続き、国直轄事業として、西川の改修事業と連携の上、コスト縮減に努めながら、手取川の堤防整備や樋門設置、急流河川対策の促進を図っていただきたい。
	なお、熊田川下流部は、手取川と県水産総合センター親魚誘導水路を結ぶ河川でもあり、遡上したサケの 観察が出来るなど、地域の貴重な場として、親しまれ ていることから、樋門の設置および周辺の整備にあた っては、十分な配慮をお願いしたい。

国土交通省 北陸地方整備局長 様

福島県知事



第3回北陸地方整備局事業評価監視委員会等に諮る対応方針(原案)の作成 に係る意見照会について(回答)

令和5年9月27日付け国北整企画第64号、国北整港計第12号により依頼ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

#### 1 事業に対する意見

(1) 一般国道289号八十里越 国の対応方針(原案)案については、異議ありません。 なお、本県の地方創生を支援するため、早期完成に努めてください。

5 企技第 8 3 9 号 令和 5 年 1 0 月 2 3 日

国土交通省 北陸地方整備局長 様

福島県知事

第3回北陸地方整備局事業評価監視委員会及び阿賀野川水系流域委員会 第2回上流部会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について(回答)

令和5年8月25日付け国北整企画第47号、国北整港計第8号により依頼ありました このことについては、下記のとおりです。

記

#### 1 事業に対する意見

#### (1) 阿賀川直轄河川改修事業

国の対応方針(原案)案については、異議ありません。

なお、これまでの度重なる浸水被害の発生状況を踏まえ、早期の事業効果の発現に 努めてください。